

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集要項

令和8年7月

大阪市環境局

事業部家庭ごみ減量課

A 連携内容に関する事項

本市は、家庭から排出されたプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「プラスチック資源」という。）を一括して収集するとともに、再商品化を行う取組を進めています。

ついては、令和10年4月以降のプラスチック資源の再商品化の実施に向け、本市と連携する事業者を募集します。

1 連携の背景・目的

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっており、令和4年4月には、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努めることが求められています。

(2) 市区町村におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について

これまでプラスチック容器包装廃棄物は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として収集、処分されてきました。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック容器包装廃棄物は資源物等として収集され、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみ等として収集されるというわかりにくい状況にあったため、プラスチック資源循環法では、プラスチック容器包装廃棄物のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みが設けられました。

具体的には、プラスチック資源循環法第31条に基づき、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民へ周知するよう努めなければならないこととなっています。これにより収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化については、

- ①プラスチック資源循環法第32条に基づき、指定法人に委託し、再商品化を行う方法（以下「指定法人ルート」という。）
- ②プラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が再商品化事業者と連携して再商品化の実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、国の認定を受けることで、認定された再商品化計画（以下「認定再商品化計画」という。）に

基づいて再商品化を行う方法（以下「認定ルート」という。）
を市区町村の状況に応じて選択することができます。

また、①と②の制度を併用することも可能です。

(3) 本市におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物については普通ごみとして収集、処分してきました。

プラスチック資源循環法が施行されたことを受けて、本市においても、令和7年4月からプラスチック資源を一括して分別収集するとともに、上記(2)①の指定法人ルート及び②の認定ルートを併用し、再商品化を実施しています。

(4) 事業者との連携について

上記(2)②の認定ルートを活用するに当たっては、本市がプラスチック資源を再商品化する事業者と連携して再商品化計画を作成し、本市が国に申請して認定を受ける必要があります。そのため、再商品化計画の作成及び国への認定申請並びに認定再商品化計画に基づく再商品化を本市と連携して実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を募集します。

(5) 分別収集するプラスチック使用製品廃棄物について

本市がプラスチック容器包装廃棄物と併せて分別収集するプラスチック使用製品廃棄物については、「プラスチック素材100%のものに限る」とします。

2 連携事項

本市と連携事業者の連携事項は次のとおりです。

- (1) 令和9年6月末日までに国に認定申請を行う再商品化計画（計画期間：令和10年4月1日から令和13年3月31日まで）の作成に関すること
- (2) 認定再商品化計画に基づき実施するプラスチック資源の再商品化に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、再商品化に必要な取組に関すること

3 本市と連携事業者の役割

(1) 本市の役割

ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化計画を連携事業者と協力し作成する。
- ・再商品化計画を国に申請する。

イ 国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、連携事業者と委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結する。
- ・認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、連携事業者の管

理・監督を行う。

- ・プラスチック資源の再商品化費用（容器包装リサイクル法第11条第3項に規定する事業者負担分以外の費用）を支払う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、国に変更の認定申請等を行う。
- ・分別収集物の品質調査（組成調査）を行う。
- ・国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う。

(2) 連携事業者の役割

ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで

- ・再商品化計画の作成について、本市に協力する。

イ 国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、本委託契約を締結する。
- ・委託契約に基づき、プラスチック資源の再商品化を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、変更の認定申請等について本市に協力する。
- ・分別収集物の品質調査（組成調査）について、本市に協力する。
- ・その他、必要となる報告業務等について、本市に協力する。

4 連携の方法

本取組は、本市と連携事業者との間で「プラスチック資源の再商品化実施に係る連携協定書」を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行することによって実施するものとします。

5 協定の期間

締結の日から本委託契約の締結日の前日までとします。ただし、国から再商品化計画の認定を受けることができなかった場合及び取消し処分を受けた場合は、その時点で終了するものとします。

6 費用及び特記事項

- ・各自の役割にかかる費用は各自負担とします。
- ・本市及び連携事業者は、それぞれの役割を適切に遂行したにも関わらず、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった場合（取消し処分を含む）、連携協定は終了となり、互いに、賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。連携事業者においては、認定を受けるために設備投資を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがありますのでご注意ください。ただし、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった（取消し処分を含む）原因が、本市もしくは連携事業者いずれかの責に帰すべき事由によるものである場合は、相手方に対し、生じた損失（ただし、得べかりし利益を除く）について賠償の責を負うものとします。

- ・再商品化計画の認定を受けることが出来た場合、本市と連携事業者は、認定再商品化計画の条件で委託契約を締結しなければならないものとします。

B 連携事業者の選定に関する事項

1 選定方法

提出書類の審査及びヒアリングの実施により選定します。

2 参加資格

- ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和8年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者に登録していること。又は、令和9年度に登録予定の事業者。
- ・地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
- ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ・本市の一時保管場所（以下「中継施設」という。）に集積されたプラスチック資源を搬出できること。中継施設における搬出車両への積込作業は、本市が所有又は借入する機材（ショベルローダー）を使用し、連携事業者の操作資格を有する者が行うこと。又は、本市が収集したプラスチック資源を直接搬入（以下「直送」という。）できる再商品化施設を有すること。直送できる施設とは、本市が収集しているプラスチック資源の収集運搬作業回数（5回/日）を行える輸送効率を勘案した場所及び運搬車両が受入れ可能な施設であること。

3 参加方法及びスケジュール

(1) 提出書類

次に掲げる提出書類を期日までに提出してください。

- ・参加申込書（様式1）
- ・法人の登録簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）
- ・事業者の概要（任意様式）
- ・再商品化施設に直送する車両の経路を示した平面図
（例）通常時及び輻輳時の搬入導線、誘導員及び待機車両の配置場所等を示した図（任意様式）
- ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ提出済のプラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業登録申請書類の様式1～5、施設関係書類「3-1～19」

(2) 提出期間

令和8年8月5日（水）から令和8年8月12日（水）17時00分まで

(3) 提出方法

下記「8 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

4 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式2「質問書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和8年7月8日（水）から令和8年7月24日（金）17時00分まで

(3) 提出方法

下記「8 提出先」のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

(4) 回答

ア 公表時期

回答は、令和8年7月31日（金）に市のホームページにて公表します。

イ 注意事項

- ・受け付けた質問に対する回答は、個別に行いません。
- ・質問を行った事業者名等は公表しません。
- ・本要項に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。
- ・質問書に対する回答内容は、本実施要項の補完、追加及び修正事項としての効力を持つものとします。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、内容の確認を行ってください。回答の内容を確認しなかったことにより参加者が被った損失について、本市は一切責任を負いません。

5 審査

(1) 審査の方法

- ・提出書類を審査し、ヒアリングを実施します。
- ・本市とプラスチック資源の再商品化に向けた事業手法や事業スケジュール等を調整し、再商品化計画書を連携して作成できるかを総合的に審査します。
- ・本市が適当と判断した事業者は、本市と連携協定を締結していただきます。（不適当と判断した事業者に対しては、その旨及び理由を、書面にてお知らせします。）

(2) ヒアリング実施方法

- ・日時 参加申込書提出後に決定
- ・場所 大阪市環境局会議室
- ・詳細は参加申込事業者に通知します。

6 連携事業者の公表

本市と連携する事業者については、令和8年9月頃に市のホームページで公表します。

7 参加申込の条件

- 提出書類の作成に要する費用は、参加申込事業者の負担とします。
- 提出書類は返却しません。
- 本市で保管する提出書類は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- 提出された書類は、選定の用以外に参加申込事業者に無断で使用しません（ただし、大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- 提出期限後の提出、差し替え等は認めません。
- 提出された書類に虚偽の申請があった場合には参加を無効とします。
- 参加後に大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については参加を無効とします。

8 提出先

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課 担当：加藤・木邨

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

電話：06-6630-3259 メール：ja0083@city.osaka.lg.jp

様式1 参加申込書

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者 参加申込書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸

(提出者)
所在地
事業者名
代表者氏名

プラスチック資源の再商品化に係る連携事業者募集要項に基づき、受託可能量等について次のとおり申告し、関係書類を添えて、参加を申し込みます。

また、プラスチック資源の再商品化に係る連携事業者募集要項に定める内容を理解した上、参加資格をすべて満たしており、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 受託可能量

2 想定している処理単価（税抜き）

t/日

直送する場合
 円/t

中継施設から搬出する場合
 円/t

注1)本市中継施設からの搬送（輸送）能力や再商品化能力等を総合的に勘案の上、受託可能な量を日量で記入してください。

注2) 想定している処理単価は、契約締結する処理単価を保証するものではなく、再商品化計画の認定を受けた処理単価で契約を締結します。（直送を考えていない場合は、直送する場合の欄に「-」を記入してください。）

担当者氏名及び連絡先	担当部署
	担当者氏名
	電話番号
	e-mail

様式2 質問書

プラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者募集に関する質問書

1 質問者情報

事業者名			
所在地			
担当者氏名 及び連絡先	氏名		部署
	E-mail		
	TEL		

2 質問内容

--

- 1 ご質問がない場合は、提出の必要はありません。
- 2 提出は、令和8年7月8日（水）から令和8年7月24日（金）の間に限ります。
- 3 ご質問に対する回答は、令和8年7月31日（金）に大阪市ホームページにて公表します。